

⑨ 加硫ゴムシート防水工事（機械的固定工法）

令和〇〇年度〇〇〇号 〇〇〇工事
〇〇〇建設株式会社

監督員

現場代理人	主任技術者

作業番号	作業区分	加硫ゴムシート防水工事（機械的固定工法）		3. 既存の災害防止対策	4. リスクの見積り			5. リスク低減措置案			6. 措置実施後のリスクの見積り			7. 対応措置		8. 備考
		1. 手順	2. 危険性又は有害性及び発生のおそれのある災害 (災害に至る過程「～より、～して」+「～になる」と記述する)		重 災 害 度	可 発 生 性	優 先 度	重 災 害 度	可 発 生 性	優 先 度	重 災 害 度	可 発 生 性	優 先 度	措 置 実 施 日	確 認 資 料	
1	使用材料のリスクアセスメントの確認	・教育の実施 ・SDSの理解確認	・取り扱い方法を間違えて災害が起こる ・保護具を使用しないで災害に遭う	・施工業者による教育	2~4	2~3	II	・化学物質のリスクアセスメント実施	2	2	II					
2	材料（重量物）の運搬ならびに保管	・シート類、製品缶、混和材などの運搬	・重量物を運搬して腰痛になる ・運搬中に重量物を落としたり転倒してケガをする	・台車、クレーンの活用 ・1本ずつ荷運びする ・安全靴を履く ・準備運動の実施	2~4	2~3	II	・腰痛対策ベルトの着用	2	2	II					
3	材料（危険物）の運搬ならびに保管	・溶剤系プライマー、接着剤 仕上塗料などの運搬	・火気により引火して火災になる ・こぼして環境に影響を及ぼす	・近くで火気を使わない ・密栓して運ぶ	2~4	2~3	II	・近くで火気を使わない ・規定倍数以下の保管を実施 ・エマルジョン系への代替	2	2	II					
4	上り既存防水層の撤去作業（改修工法の場合）	・ハツリ作業	・既存保護層・防水層の撤去時に粉じんが目に入り損傷する ・粉じんを吸引し肺等の臓器障害を起こす	・防護メガネ・マスクの着用 ・法令に従った作業	1~2	1~4	II	・集塵機能付き工具の使用、撤去作業方法の工夫	1~2	1~2	I					
5	下地調整作業	・金コテ、ローラー、刷毛の使用 ・粉体と混和液との混合	・粉体を取り扱い中に吸引して体調不良になる ・攪拌機に接触してケガをする	・保護具（軍手、防塵、防毒マスク、安全メガネなど）の着用	2	2	II	・調合作業方法の工夫 ・より有害成分の少ない材料への代替	1	2	I					
6	断熱材の敷設（断熱工法の場合）	・断熱材の裁断、加工	・断熱材の摺れなどによる粉じんの吸入により体調不良になる ・シート裁断時のカッターによりケガをする	・保護具（軍手、防塵マスクなど）の着用	2	2	II	・加工性に優れた材料への代替 ・刃物に強い軍手などの着用	1	2	I					
7	穿孔作業	・振動ドリル・エアークランの使用	・穿孔時に風により粉じんが舞って目に入り損傷する ・粉じんを吸引し、肺等の臓器障害を起こす ・エアークラン使用時に下地破片等が飛散し目に入り損傷する	・防護メガネ・マスクの着用 ・法令に従った作業	2~4	2~3	III	・法令に従った作業	2	2	II					
8	固定金具鋼板の切断	・金ノコ、金切りバサミの使用 ・塩ビ鋼板の切断	・鋼板の切断作業時に切り粉が飛散して目に入り損傷する ・金ノコや金切りばさみの操作ミスにより手を損傷する	・安全メガネ・マスクの着用、 保護手袋の着用	1~2	1~4	II	・金切りばさみの使用、耐切削性手袋の着用	1~2	1~2	I					
9	シート等の割り付け・採寸	・カッター、ハサミの使用 ・裁断作業	・裁断時にカッターやハサミにより手を損傷する	・保護手袋の着用、長袖の着用	1~2	1~4	II	・ガード付き定規の使用、耐切削性手袋の着用、長袖の着用	1	1	I					
10	プライマーの塗布（立上がり、平場一部のみ）	・ローラーバケ・刷毛の使用	・塗布作業時に有機溶剤を吸引し中毒を起こす ・素手作業により、材料が皮膚に接触し皮膚障害を起こす	・防毒マスク・耐溶剤保護手袋の着用 ・長袖の着用	1~2	1~4	II	・風上側からの作業 ・防毒マスク、耐溶剤保護手袋の着用 ・エマルジョン系接着剤への代替	1~2	1~2	I					
11	接着剤の塗布（立上り・平場一部のみ）	・ローラーバケ・刷毛の使用	・塗布作業時に有機溶剤を吸引し中毒を起こす ・素手作業により、材料が皮膚に接触し皮膚障害を起こす	・防毒マスク・耐溶剤保護手袋の着用 ・長袖の着用	1~2	1~4	II	・風上側からの作業 ・防毒マスク、耐溶剤保護手袋の着用 ・エマルジョン系接着剤への代替	1~2	1~2	I					
12	シート接合端部のシール処理	・不定形シール材の塗布	・シール作業時に有機溶剤を吸引し、中毒を起こす ・素手作業により、材料が皮膚に接触し皮膚障害を起こす	・防毒マスク・耐溶剤保護手袋の着用 ・長袖の着用	1~2	1~4	II	・風上側からの作業 ・防毒マスク、耐溶剤保護手袋の着用	1~2	1~2	I					
13	仕上塗料の塗布（有機溶剤系使用の場合）	・ローラーバケ・刷毛の使用	・塗布作業時に有機溶剤を吸引し中毒を起こす ・素手作業により、材料が皮膚に接触し皮膚障害を起こす	・防毒マスク・耐溶剤保護手袋の着用 ・長袖の着用	1~2	1~4	II	・風上側からの作業 ・防毒マスク、耐溶剤保護手袋の着用 ・エマルジョン系接着剤への代替	1~2	1~2	I					
14	シートへの固定（先付け工法）	・誘導加熱装置の使用	・固定金具部分が誘導加熱により熱くなり手を火傷する	・保護手袋の着用、長袖の着用	1~2	1~4	II	・誘導加熱装置の取扱い教育	1~2	1~2	I					
15	端部押え金物の固定	・金ノコ、金切りバサミの使用 ・アルミ、塩ビ鋼板の切断	・アルミ金物や塩ビ鋼板の切断作業時に切り粉が飛散して目に入り損傷する ・金ノコや金切りばさみの操作ミスにより手を損傷する	・安全メガネ・マスクの着用、 保護手袋の着用	1~2	1~4	II	・金切りバサミの使用、耐切削性手袋の着用	1~2	1~2	I					
16	廃棄物の養生	・風散養生作業	・強風により、廃棄物が飛散し飛散物があたりケガをする	・風散養生の徹底	2	2	II	・シートやロープによる風散養生 ・こまめな荷下ろし	1	1	I					
17	廃棄物の処理	・皮スキの使用	・金属容器を加工する際にケガをする ・未硬化の材料との接触によりカブレや体調不良になる	・軍手、ヘルメットの着用	2	2	II	・不透水性手袋の着用 ・皮膚の露出が少ない長袖作業着の着用 ・加工しやすい容器への代替	1	1	I					

リスクの見積りの凡例：●災害の重篤度 5＝致命的 4＝重大・後遺症 3＝入院・長期離職 2＝通院・短期 1＝けが程度  
●発生の可能性 5＝極めて高い 4＝高い 3＝比較的高い 2＝可能性があり 1＝ほとんどない・可能性なし  
●優先度 I＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある II＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある III＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスク  
注意1：リスク低減措置案は具体的に記載すること。（悪い例：滑らないように注意する。 良い例：滑り止め〇〇を使用する。）  
注意2：対応措置の確認は、基本的には写真（1項目につき1枚）により確認する。写真で確認できない場合は、実施の記録等で確認する。  
注意3：「措置実施後のリスクの見積り」まで記載したものを施工計画書へ添付する。「対応措置」は措置実施日に記入し、完成検査前に確認資料を添付の上、監督職員に提出する。